

大仙市発注工事等に係る入札予定価格の事前公表要綱

平成 17 年 3 月 22 日

訓令第 80 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、入札・契約制度の透明性向上を図るため、入札予定価格の事前公表（以下「事前公表」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 事前公表の対象となる入札は、競争入札で発注するすべての建設工事及び建設コンサルタント業務（以下「工事等」という）とする。

(公表内容)

第 3 条 事前公表の内容は、当該工事等の入札予定価格(消費税相当額を含む。)とする。

(公表期間)

第 4 条 事前公表の期間は、設計図書等の閲覧等に係る取扱要領(平成 17 年 3 月 22 日決裁。以下「閲覧取扱要領」という。)に定める期間とする。

(公表場所)

第 5 条 事前公表は、当該工事等に係る設計図書等の閲覧等を行う場所で行う。

(公表方法等)

第 6 条 事前公表は、電子入札システムにより行う入札（以下「電子入札」という）においては、電子入札システムの入札情報サービスにより行い、予定価格を記載した書面の閲覧により行うものとする。

2 閲覧者は、入札情報サービスによる場合を除き、公表場所に備え付ける閲覧取扱要領に定める設計図書等閲覧(貸出)申請書(別記様式)に、閲覧者の氏名、住所等必要事項を記載しなければならない。

(入札時の取扱い)

第 7 条 入札参加者は、入札時に見積内訳明細書(自由様式)を提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の西仙北町工事等入札予定価格事前公表要綱(平成 15 年西仙北町要綱第 5 号)、中仙町工事入札予定価格事前公表要綱(平成 13 年中仙町訓令第 15 号)又は協和町工事等入札予定価格事前公表要領(平成 13 年協和町訓令第 12 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 第 2 条の規定にかかわらず、特に市長が認めるものについては、事前公表しないものとする。

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。